

一般社団法人農林水産航空協会定款

一般社団法人農林水産航空協会

一般社団法人農林水産航空協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、農林水産業における航空機等の利用（以下「農林水産航空事業」という。）の安全かつ効率的な推進を図ることにより、農林水産業の安定生産、生産性の向上を図り、もって我が国の食料自給率の向上、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林水産航空事業にかかる技術の研究・開発に関すること。
 - (2) 農林水産航空事業にかかる情報収集・提供及び組織の育成に関すること。
 - (3) 農林水産航空事業の安全な実施にかかる教育研修並びに機材の検定に関すること。
 - (4) 農林水産航空事業にかかる試験・調査に関すること。
 - (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(協会の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

(1) 正会員

農林水産航空事業にかかわる者であつて、協会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

協会の事業に賛助するために入会した個人及び団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、正会員の場合は理事会、賛助会員の場合は会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を支払わなければならない。
- 3 既納の会費は、その理由のいかんを問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。

- (1) 協会の定款若しくは規約又は理事会の決議に違反したとき。
 - (2) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 会費の額及びその徴収方法
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により臨時総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、代理人又は書面をもって議決権を行使することができる。代理人によって議決権を行使する場合は、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から選出された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員を設置)

第 20 条 協会に次の役員を置く。

理 事 10人以上20人以内

監 事 2人又は3人

- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給することができる。

(顧問)

第27条 協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第28条 協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。
- 3 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の業務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 33 条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 会 計

(事業年度)

第 34 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 37 条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

第11章 補 則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は関口洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。